

介護保険法施行法第 11 条第 1 項（適用除外）届

施設 記載 欄	該当者氏名	倉敷 藤子 個人番号 (123456789101)	生年月日	昭和・平成・令和 40年 1月 1日	性別	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	
	入所年月日	昭和・ <input checked="" type="radio"/> 平成・令和 28年 4月 1日					
	対象となる施設の 種類とその内容 (右の数字を○で囲ってください)	1	医療型障害児入所施設	児童福祉法（第42条第1項）に規定する医療型障害児入所施設 (介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第170条第2項第1号)			
		2	重症心身障害児施設委託指定医療機関等	児童福祉法（第6条の2）に規定する肢体不自由児施設等であって、厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定にかかる治療等を行う病床に限る。） (規則第170条第2項第2号。重症心身障害児施設委託指定医療機関及び肢体不自由児委託指定医療機関。)			
		3	のぞみの園法に規定する福祉施設	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設 (規則第170条第2項第3号)			
		4	ハンセン病療養所	ハンセン病療養所（規則第170条第2項第4号）			
		5	救護施設	生活保護法（第38条）に規定する救護施設 (規則第170条第2項第5号)			
		6	労災特別介護施設	労働者災害補償保険法に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（規則第170条第2項第6号。労災特別介護施設。）			
		7	障害者支援施設	身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する入所等の措置により、身体障害者又は知的障害者が入所している障害者支援施設 (介護保険法施行法第11条第1項、規則第170条第1項及び同条第2項第7号。)			
		<input checked="" type="radio"/> 8	指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（第19条第1項）に規定する指定障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援に係る支給決定を受けた身体障害者、知的障害者及び精神障害者にかかる施設に限る。） (介護保険法施行法第11条第1項、規則第170条第1項及び同条第2項第8号。)			
9		療養介護を行う病院	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（第29条第1項）に規定する指定障害福祉サービス事業者である病院（同法に規定する療養介護を行うものに限る。） (規則第170条第2項第9号)				
該当者が介護保険の適用除外となった日	昭和・ <input checked="" type="radio"/> 平成・令和 30年 4月 1日						
施設の証明	名称 児島療養園 住所 倉敷市児島小川町3681番地3 代表者 児島 一郎	施設 の印					

倉敷市長（国民健康保険課）あて
上記のとおり届け出します。
世帯主 住所 倉敷市西中新田640
令和元年 4月 1日
氏名 倉敷 太郎 個人番号 (234567890123)
(記号番号 123 - 456) 電話 (086) 426 - 3281

課長	課長主幹	係長	担当

賦課 処理	内容 確認	台帳 記載	受付印